よさこいケーブルネット株式会社	九州通信ネットワーク株式会社
第SK0006100059号	第KS0003000029号
平成二十六年八月一日	平成二十六年八月八日
高知県土佐市、須崎市	
高知県土佐市、須崎市、高岡郡中土佐町	

○総務省告示第三十九号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月一日

総務大臣　山本　早苗

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の効力を失った年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
若松区第38区青葉台自治会CATV自主管理組合	第KS0109－0107号	平成二十六年七月七日	福岡県北九州市若松区青葉台南1丁目から3丁目、青葉台西1丁目から5丁目、青葉台東1丁目、2丁目
花住坂テレビ共同受信施設管理組合	第KK0025－0025号	平成二十六年七月三十一日	京都府京田辺市花住坂1丁目から3丁目の全域
西坂戸テレビ共同受信施設組合	第KT0267－0263号	平成二十六年八月二十八日	埼玉県坂戸市西坂戸1丁目から5丁目の全域

○農林水産省告示第二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県南アルプス市中野字舟久保三〇九〇の三地先・三〇九二の二地先・三〇九三地先・三〇九八地先（以上四筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、三〇九〇の一、三〇九〇の三、三〇九二の二、三〇九三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字舟久保三〇九〇の三地先・三〇九二の二地先・三〇九三地先（以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、三〇九〇の一・三〇九〇の三・三〇九三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇九二の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一般財団法人北見振興公社	一般財団法人ケーブルシティ横浜	武蔵野タワーズ管理組合	環境エンジニアリング株式会社	光が丘CATV管理組合
第HK0016－0015号	第KT0112－0112号	第KT0348－0344号	第KK0030－0029号	第KS0081－0079号
平成二十六年八月三十一日	平成二十六年九月一日	平成二十六年九月十日	平成二十六年九月三十日	平成二十六年九月三十日
北海道北見市柏陽町55番、公園町565番、80番、89番、96番、98番、100番、105番、11068番、全域、大町1番、2番、4番、6番、11番、1011番、379番、5612番、6017番から6219番から6434番、72番から7442番の各一部、春光町1丁目の各一番、3番、6番、7番、9番、13番から15番、17番、18418番、20番、53番、56番、57番、85番、87番、90番、95番、12317番、12418番、14453番から146番、148番、149番の全域、朝日町1番、5番、6番、8番、10番、12番、14番、18番、29番の全域	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目から5丁目、横浜市中区内田町、桜木町1丁目の各一部、北方町2丁目、小港町2丁目、3丁目、本牧宮原、本牧町2丁目、本牧原、和田山、本牧和田、本牧大里町の各全域、新山下3丁目、北方町1丁目、山手町、小港町1丁目、本牧十二天、本牧1丁目、本牧荒井、本牧緑ヶ丘、池袋、本牧間門、本牧三之谷、本牧元町の各一部	東京都武蔵野市中町、西久保、関前、境の各一部、三鷹市上連雀の一部	滋賀県大津市大石中、大石東	福岡県筑紫野市光が丘